

学習者中心の学びを支える学習空間整備業務委託仕様書

1 業務名称

学習者中心の学びを支える学習空間整備業務委託

2 概要

本業務委託は、鎌倉市立小・中学校においてより柔軟な学習空間を提供するための学習空間の整備を行うものである。

鎌倉市は令和7年度に教育大綱を改訂し、「学習者中心の学び」の実現に取り組んでいる。その一環として、学校施設の改善を進めていく予定であり、具体的には、令和6年3月に「学校整備計画」を策定、令和7年3月には施設整備の優先順位を示した。今後、計画に従って段階的に学校施設の建替・長寿命化等を行っていくことを予定している。一方で、学校施設の建替によって学習空間を整備するには相当の時間を要するため、学校現場の「学習者中心の学び」への挑戦を施設面から早期に支援するためには、既存施設の一部改修・魅力化に取り組む必要がある。

本業務は、既存施設（主たる対象としては一人一台端末の実現によって活用頻度が減ったPCルームを念頭）を新たな学習空間へと転換するため、学校のニーズ把握・整理から実際の学習空間整備までを一貫して委託し、各学校職員との丁寧な調整、適切なレイアウトの設計、整備すべき什器・物品等の選定及び調達、その他付随する学習空間整備の支援を行うものである。

3 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

4 委託業務内容

鎌倉市立小・中学校において、別紙「『新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について』最終報告【概要】」を参照した上で、学習者中心の学びを支える学習空間整備に係る次の業務を行う。

（1）鎌倉市立中学校3校（別紙「整備対象校詳細」を参照）での学習空間整備

ア 学習者中心の学びを支える学習空間整備内容の検討

（ア）各校の学校管理職や総括教員等へ聴き取りを行い、学校のニーズを把握すること。

a 学校のニーズ把握にあたっては、いくつかの「イメージ案」を提示し、具体的な授業での活用例を示すなど、学校現場がどのイメージ案がそれぞれの学校にとって適切か判断できるように配慮すること。

（イ）学校のニーズ把握後、学習空間の「整備イメージ」を作成し、学校関係者と認識を擦り合わせ、合意を得ること。

a 別紙参照の上、それぞれの空間において想定人数に対応する机椅子等の

什器を整備し、利用形態に応じて机椅子等の什器の配置変更ができるようにすること。

b 整備内容によっては関連部署との調整が必要となるため、学校との合意前に整備内容を教育委員会に共有すること。

c 学校との協議には教育委員会担当者を同席させること。

(ウ) 学校と合意した整備イメージを教育委員会へ提出し、承諾を得たうえで整備を進めること。

a 整備内容は既存校舎の設計及び既存設備で対応可能な範囲を原則とし、何らかの工事を実施する場合には小規模であっても事前に教育委員会の承諾を得ること。

イ 学習者中心の学びを支える学習空間整備の実施

(ア) アの検討に基づき、内装や導入する什器・物品等の詳細を確定すること。

(イ) 確定した内装の改修や什器・物品等を手配し、納品・設置を行うこと。

(ウ) 整備に際し、既存の什器・物品については、各校と調整の上、廃棄処理負担が生じる場合は、廃棄処理を行うこと。

(2) (1) の整備対象外となる市立小・中学校での整備イメージの作成

ア 次年度以降の横展開に向けて、今年度整備対象とはならなかった学校が、それぞれの学校においてどのような整備が考えられるかの検討材料となるよう、(1) のケースを活用しながら、他校での整備イメージを作成する。

(ア) 中学校においては、主に PC ルームを想定し、(1) のケースを活用しながら、整備イメージを3パターン以上作成すること。

(イ) 小学校においては、オープンスペースや廊下の部分的な整備、空き教室、図書館・視聴覚室等の特別教室を想定し、(1) のケースを活用しながら、整備イメージを3パターン以上作成すること。

5 工程管理

(1) 工程管理に際し、以下のことを遵守する。

ア 契約期間中、少なくとも月1回以上の教育委員会との定例会を実施すること。

イ 定例会については議事録を作成する必要はないが、定例会での決定事項及び発生したタスクについては定例会開催後速やかに教育委員会側に共有し、了承を得ること。

エ スケジュール及びタスクを管理し、定例会において必ず進捗状況を報告すること。

オ スケジュールに著しい遅滞が発生した場合若しくは発生するリスクが生じた場合、速やかに教育委員会に報告すること。

カ スケジュール管理・タスク管理の方法については契約後速やかに教育委員会と合意を得ること。

6 スケジュール

時期 (想定)	内容
契約締結日	教育委員会へのスケジュール共有

～令和7年10月	各学校と学習空間の整備方針を検討 学習空間の整備方針について学校及び教育委員会と合意 什器・物品等の選定・発注
令和7年11月 ～令和8年3月	学習空間整備の実施及び整備に伴う調整対応 次年度以降に向けた整備イメージの作成 成果物の提出

7 再委託の制限

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、その理由を示した書面により発注者の承認を得なければならない。

8 業務完了の検査

本業務完了時には、学習者中心の学びを支える学習空間整備を実施した鎌倉市立中学校3校に受注者の業務における責任者が立ち会い、発注者の確認を受けるものとする。

なお、安全管理上の課題等、学校施設に適さない瑕疵が判明した場合は、受注者は発注者と速やかに協議し、必要な措置を施したうえで再度、発注者の確認を受けるものとする。

9 成果物の納品

- (1) 本業務において作成する書類は次のとおりとし、詳細については契約時に発注者と協議の上で決定するものとする。
 - ア 全体計画（工程案）
 - イ 運用及び機能についての提案書
 - ウ レイアウト図面の提案書（図面はCAD データ及びPDF データで納品すること）
 - エ 什器及び物品等の提案書
 - オ 確定図面及び納品物品・什器等の一覧
 - カ 他中学校や小学校への改修イメージ
 - キ 業務履行報告書（本業務で作成した全ての資料を整理し、取りまとめたもの）
- (2) 成果物については、原則として直接印刷が可能なデータ形式（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint 等）で、図面データはCAD データ及びPDF データで発注者のメールアドレス宛に電子データで納品すること。ただし、容量が大きいなどの理由で電子メールでの納品が難しい場合には、CD-RもしくはDVD-Rでの納品も可とする。

10 成果物の帰属関係

- (1) 本委託業務の履行により受注者が作成し、発注者に納入した作成物の所有権・著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、発注者に帰属するものとする。受注者は、著作者人格権の行使をしないこと。
- (2) 成果物の作成にあたり第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受注者の責任と費用をもって適正に処理すること。

(3) 作成物とは、受注者が発注者との協議の上に作成する一切の著作物等をいう。

11 その他

- (1) 受注者は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (2) 業務の遂行に当たり、必要な消耗品、交通費等に要する費用については、受注者の負担とする。

12 その他の事項

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。